

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年11月30日(平成29年(行個)諮問第178号)

答申日：平成30年5月16日(平成30年度(行個)答申第25号)

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書43に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月22日付け総第476号により特定地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

2017年8月22日付け特定地方法務局より情報公開の連絡あり、当方が請求した書類を拝見いたしました。

その結果、黒塗りの頁、意外に多く、困惑しております。

よって、以下に記す頁を拝読したく思います。

11ないし13, 15, 18ないし20, 45ないし54, 59ないし73, 75ないし77, 79ないし83, 85, 86 以上。

具体的に、確かめたい事は頁26に記されている(回答内容の所に)、お布施の領収書です。

当時の担当官(特定地方法務局特定課)には、現物を見ていただきましたが、その写しが、黒塗りの箇所に記録されている可能性を確認したいと考えています。

よろしくお願い申し上げます。

(2) 意見書

審査請求人としまして、本件が人権侵害にあたらぬ理由が、はっきり

りせず、なぜ侵犯事実不明確なのかが、わかりません。（特定年月日 A 付けの書類）

加えて、本件を受けて、担当者の方が、相手方に出向き、その時、相手方に何を聞き、それに対し、どのような反応、解答があったかは、審査請求人として、知りたいと思います。

昨年 1 2 月 1 2 日付けで、お送り頂いた理由説明書を読むと、調査を実施する側のお考えも、わからなくはありませんが（ただし、もう少し内容をわかりやすく文章化していただきたい）、自分が特定地方法務局に、救済を求めに行った件が、一体どのような経過でもって特定年月日 A 付けの結論になったかは、知っておいてもいいのではないかと考えています。

特定地方法務局の人権侵害窓口へ、相談に行き思ったこととして、かなり細かな内容まで聞かれる事もあり、応答しづらい内容がありました。（特定年月日 B に特定地方法務局から電話があり、審査請求人に質問があった。）

審査請求人自身が、問題発言をされたと思う日時などの特定など、逐一覚えていない時もあるので、答えにくかったこともありました。

寺からの領収書の件、当方にとっても重要ですので、今回の請求に至った次第です。

人権侵害を受けたとして、特定地方法務局に救済を求めに行ったひとりとして、困った時、相談して良かったと思えるような、行政であってほしいと思っています。

お手数かけますがよろしくお願い申し上げます。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、特定年月日 C を開始日とする、審査請求人に係る人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記 4 の理由により、平成 2 9 年 8 月 2 2 日、保有個人情報の部分開示決定（原処分）をし、同日付け総第 4 7 6 号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状

態の排除，被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は，事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書，事件の関係者から提出のあった資料，事件処理についての局内の決裁文書，及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には，事件の概要，事件関係者の住所・氏名・職業・年齢，事件関係者から聴取した供述内容，局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は，処分庁が行った原処分を取り消し，概ね全部を開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である上記人権侵犯事件の調査記録（以下「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には，人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては，証拠の評価，関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して，どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者へ開示されることになると，事件についての心証，供述の信用性への疑問，当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり，事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また，人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく，当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止，侵害状態の排除，被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから，自主的な紛争の解決を図るためには，人権擁護機関の判断を説得的に説明し，当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら，内部での様々な意見が当事者へ開示されると，このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから，職員が，自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し，率直な意見を述べたり，それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって，これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には，審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争

が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (3) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該

当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURL（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (5) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務省及び法務局に設置されており、いずれも一般には公開されていない直通電話番号やメールアドレスなどが含まれている。

これらの通信手段は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらを見だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙1のとおりである。

別紙1中、「不開示理由」欄の(1)ないし(5)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(5)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年11月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月12日 | 審議 |
| ④ | 平成30年1月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年3月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が特定年月日Cに特定地方法務局に申立てをした審査請求人に係る本件人権侵犯事件記録一式に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる文書1ないし文書43に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を

その対象として特定した上で、別紙1のとおり、そのうちの15文書に記録された保有個人情報については全部開示したが、その余の28文書に記録された保有個人情報について、その一部が法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象保有個人情報が記録された文書（本件人権侵犯事件記録一式）は、別紙1のとおり、事件記録表紙（文書1）を先頭に、一般事件開始報告書（文書2）、特別事件開始報告書（文書4）、特別事件調査結果報告書（文書6）の外、電話聴取書（文書9等）、特別事件処理報告書（文書12）、決裁用紙（文書35等）等の計43文書から構成されており、その記載内容から、これらの文書は、審査請求人を被害者とし、特定年月日Cを開始日とする特定の人権侵犯事件の処理に関する一連の文書であると認められる。

上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書3、文書11、文書13ないし文書23、文書26及び文書27の15文書に記録された保有個人情報については、原処分において全部開示され、その余の28文書に記録された保有個人情報については、別紙1の「不開示部分」欄に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書6の「処理方針」、 「理由」、 「参考事項」の各欄及び「文書（案）」、 ②文書9の聴取内容、 ③文書28ないし文書30の各資料、 ④文書31ないし文書34の「発信者」、 「発信事項」及び「受信事項」の各欄、 ⑤文書35の「伺い文」欄の一部並びに「起案日」及び「備考」の各欄並びに⑥文書36、 文書38、 文書40、 文書42及び文書43の全部には、 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれており、 このような職員間での忌たんのない意見や内部での様々な意見が当事者等事件関係者に開示されると、 事件についての心証、 供述の信用性への疑問、 当事者の対応につ

いての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得るほか、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また、上記①及び④に含まれる審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定地方法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、当該事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程や、そこにおいて出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、法務局の職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく（ただし、上記ア①及び④の関係）、不開示としたことは妥当である。

(3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書10の「受信者」、 「発信事項」及び「受信事項」の各欄、
②文書24の「聴取場所」欄、「被聴取者」欄、「聴取内容」欄上部及び「聴取内容」欄並びに③文書25の全部には、審査請求人以

外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報及び審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

当該部分を開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになり、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるなどから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定の人権侵犯事件において、特定地方司法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙1 本件対象保有個人情報記録された文書並びに不開示部分及び不開示理由

文書番号	通し番号	文書名	不開示部分	不開示理由 (第3の4の(1)ないし(5)該当項目)
文書1	1	事件記録表紙	「相手方」欄の一部	(3)
文書2	2～4	一般事件開始報告書	「調査計画」欄及び「参考資料」欄	(1)
文書3	5	特別事件への切替えについて(指示)		
文書4	6～8	特別事件開始報告書	「調査計画」欄及び「参考資料」欄	(1)
文書5	9	特別事件処理求指示上申書	「相手方」欄の一部	(3)
			「証人しようとする処理内容」欄及び「上記処理を相当とする理由」欄	(1)
文書6	10～15	特別事件調査結果報告書	「相手方」欄の一部	(3)
			「処理方針」欄	(1)
			「理由」欄	(1)ないし(3)
			「参考事項」欄	同上
			「目録」欄の一部及び「参考資料」欄の一部	同上
			文書(案)	(1)
文書7	16	メール文書	件名の一部及び本文の一部	同上
			電話番号及びメールアドレス	(5)
			URL	(4)

文書 8	1 7	文書	件名の一部及び本文の一部	(1)
文書 9	1 8	電話聴取書	聴取内容	同上
文書 1 0	1 9 ~ 2 0	同上	「受信者」欄, 「発信事項」欄及び「受信事項」欄	(2) 及び (3)
文書 1 1	2 1 ~ 2 3	同上		
文書 1 2	2 4	特別事件処理報告書	「相手方」欄の一部	(3)
文書 1 3	2 5	文書		
文書 1 4	2 6	人権相談票		
文書 1 5	2 7 ~ 3 1	同上		
文書 1 6	3 2	同上		
文書 1 7	3 3	同上		
文書 1 8	3 4	資料		
文書 1 9	3 5 ~ 3 6	同上		
文書 2 0	3 7	人権相談票		
文書 2 1	3 8 ~ 3 9	資料		
文書 2 2	4 0 ~ 4 1	口頭聴取書		
文書 2 3	4 2 ~ 4 4	聴取報告書		
文書 2 4	4 5 ~ 5 0	同上	「聴取場所」欄, 「被聴取者」欄, 「聴取内容」欄上部及び「聴取内容」欄	(2) 及び (3)
文書 2 5	5 1 ~ 5 4	資料	全部	同上
文書 2 6	5 5 ~ 5 6	聴取報告書		
文書 2 7	5 7 ~	同上		

	5 8			
文書 2 8	5 9	資料	全部	(1)
文書 2 9	6 0	同上	同上	同上
文書 3 0	6 1	同上	同上	同上
文書 3 1	6 2 ~ 6 3	電話聴取書	「発信者」欄, 「発信事項」欄及 び「受信事項」欄	(1) ない し(3)
文書 3 2	6 4 ~ 6 5	同上	同上	同上
文書 3 3	6 6 ~ 6 7	同上	同上	同上
文書 3 4	6 8 ~ 6 9	同上	同上	同上
文書 3 5	7 0	決裁用紙	「伺い文」欄の一 部, 「起案日」欄 及び「備考」欄	(1)
文書 3 6	7 1 ~ 7 3	文書(案)	全部	同上
文書 3 7	7 4	決裁用紙	「起案日」欄	同上
文書 3 8	7 5 ~ 7 7	文書(案)	全部	同上
文書 3 9	7 8	決裁用紙	「伺い文」欄の一 部及び「起案日」 欄	同上
文書 4 0	7 9 ~ 8 3	文書(案)	全部	同上
文書 4 1	8 4	決裁用紙	「起案日」欄	同上
文書 4 2	8 5	文書(案)	全部	同上
文書 4 3	8 6	同上	同上	同上

別紙 2 審査請求人が開示を求める部分

- 1 文書 6 の「処理方針」, 「理由」及び「参考事項」の各欄並びに「文書(案)」
- 2 文書 9 の聴取内容
- 3 文書 10 の「受信者」, 「発信事項」及び「受信事項」の各欄
- 4 文書 24 の「聴取場所」欄, 「被聴取者」欄, 「聴取内容」欄上部及び「聴取内容」欄
- 5 文書 25 の全部
- 6 文書 28 ないし文書 30 の各資料
- 7 文書 31 ないし文書 34 の「発信者」, 「発信事項」及び「受信事項」の各欄
- 8 文書 35 の「伺い文」欄の一部並びに「起案日」及び「備考」の各欄
- 9 文書 36, 文書 38, 文書 40, 文書 42 及び文書 43 の全部